

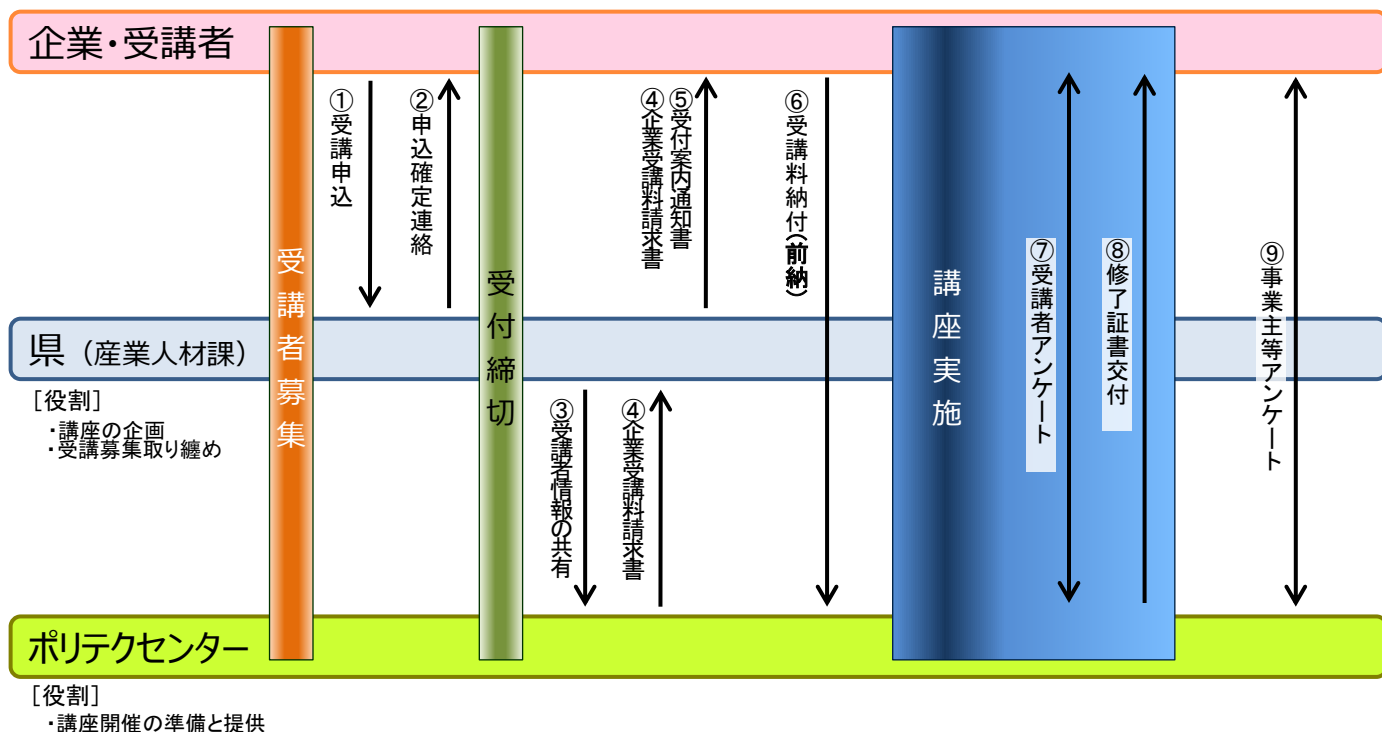
令和 8 年度

戦略産業人材育成事業「ものづくり共通技術講座」受講の手引き



- 本事業は、鳥取県がものづくり企業を対象に技能・技術力向上のため、ポリテクセンターと連携して実施しており、「ものづくり共通技術講座」受講料の一部を補助しています。
- 本事業で行う「ものづくり共通技術講座」は、**県内ものづくり企業の在職者を対象**としており、個人は対象にしていません。

◎ 受講の流れ



項目	時期	概要
受講者募集	開催日約2ヶ月前	- 受講者の募集開始は電子メールにて登録企業様宛にご案内します。 ※県ホームページ、とっとりstepでも募集のご案内をします。
①受講申込 ②申込確定連絡	募集期間内 (締切りは開催日の約4週間前)	「とっとり電子申請サービス(鳥取県)」のみでの受付になります。 - 申込と同時に「講座申込み内容確認メール」が自動返信されます。その後、県において受付状況(人数等)を確認した上で「受理通知メール」を送信します。 ※申込順に受付します。定員に達した場合は電話にてキャンセル待ちを受付ます。
③受講者情報の共有	締切直後	- 申込に記載された受講者情報をポリテクセンターに提供し共有します。 - 受講料請求に係る事務処理、修了証書発行準備をポリテクセンターで行います。
④企業受講料請求書 ⑤受付案内通知書 等の郵送	締切後順次	・受講に際しては受講料(前納)が必要です。(受講料は県補助分を差引いています。) ・ポリテクセンター発行の受講料請求書、県発行の受講受付通知書、受講案内等を県から申込企業へ郵送します。
⑥受講料納付(前納)	振込期日まで	・受講料請求書に記載の振込期日までにポリテクセンター指定口座へ受講料を納付してください。(口座振込のみで現金での支払は出来ません)
⑦受講者アンケート ⑧修了証書交付	講座最終日	・講座の最終日に、ポリテクセンターが受講者へアンケートを実施します。 ・集計結果は県と共有します。 ・ポリテクセンターから各受講者に修了証書を交付します。(受講時間要件を満たした方のみ)
⑨事業主等アンケート	2～3月後	・効果検証のため、ポリテクセンターが企業の代表者の方等にアンケートを実施します。 ・アンケート結果は、⑦とあわせて県も共有し、今後の改善等に活用します。

◎ 受講料納付（前納）に関するお願い

- ・受講料はポリテクセンターが発行した受講料請求書に記載の振込期日までに納付してください。
 - ・納付遅延などが発生する可能性があります。事前にポリテクセンターへご相談ください。
 - ・振込期日の前日までに入金の確認ができない場合、県又はポリテクセンターから納付確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ※請求書は郵送致します。郵送の状況によっては到着から振込期日までの期間が短くなる場合があります。
- ※受講料は前納ですが、状況に応じて後納も可能です。ポリテクセンターにご相談ください。

◎ 受講のキャンセル、変更の取扱、その他

【受講のキャンセル】

- ① キャンセル（受講受付通知書記載の受講者数の全部又は一部を減らすこと）の連絡について
 - ・キャンセル可能期限：**ポリテクセンター発行の「受講料請求書」に記載されたキャンセル可能期限まで。**
 - ・連絡方法：県の担当者に**電話**で連絡してください。メールでのキャンセル受け付けはできません。
- ② キャンセルに伴う受講料の取り扱い
 - ・受講料納付後、キャンセル可能期限までに連絡いただいた場合は、後日受講料をポリテクセンターから返還します。
 - ・キャンセル可能期限経過後にキャンセル連絡された場合、すでに納入された受講料は返還できません。また、**未納の場合は受講料を納付していただく必要があります。**
 - ・キャンセル可能期限までに**キャンセル連絡がない場合、受講者の都合で講座を欠席された場合は既に納付された受講料の返還はできません。また、未納の場合は受講料を納付していただく必要があります。**

【受講者の変更】

- ① 都合により受講者を変更することは可能です。その場合、以下の期限までに県に電話連絡してください。
連絡期限：**講座開催日の前日正午まで。（前日が県庁閉庁日の場合は直近の業務日）**
- ② 連絡期限以降に受講者を変更された場合、受講して頂くことはできますが、修了証書又はその他証明書の発行ができないことがあります。

【その他】

- ① 募集期間前に定員に達した場合は、「キャンセル待ち」を受け付けます。個別にお問合せください。
- ② 募集期間終了時に定員に達していない場合は、受付期限を延長する場合があります。
その際はホームページ、電子メール等でお知らせします。



先着順で申込をお受けすることから、定員に達した際にはキャンセル待ちが発生している場合があります。
キャンセルは可能な限り早い時点（受付締切り前が望ましい）で連絡いただきますようお願いいたします。

（対象企業）

- 講座の受講対象は鳥取県内に事業所、営業所のある「ものづくり企業」です。

（関係法令）

- 本講座は、職業能力開発促進法で定める公共職業訓練のうち、在職者訓練の高度職業訓練専門短期課程に該当します。このため、受講修了者には、同法第22条に基づきポリテクセンターから修了証書が交付されます。
交付の要件として、該当する講座への出席時間が規定されています。（欠席・遅刻・早退の場合、交付要件を満たさない場合があります。）
- 修了証書には、職業能力開発促進法施行規則第29条の3の規定により、受講修了者の生年月日を記載する必要があることから、受講者の個人情報提供についてご理解・ご協力をお願いします。

（講座の中止）

- ポリテクセンターの最少催行人員要件を満たさない場合、または天候不良その他のやむを得ない事情が発生した場合には講座の開催を中止することがあります。その際は受講申込のあった企業へすみやかに連絡します。
- 既に納付された受講料については、ポリテクセンターより返還します。

（その他）

- 申込の際に入手した個人情報は、講座開催を連携しているポリテクセンターと共有し適切に管理します。また、本事業、その他関連する研修、助成事業の案内先に利用させていただく場合があります。

